

## 平成27年第3回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年2月5日（木）午後2時 玉名市役所 4階 会議室  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	松本 恒幸
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	20番	福田 友明	22番	小路 修三
23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子	26番	小島 昌文
27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了	30番	田上 輝行
31番	米野 旨雄	33番	生田三之利	34番	堀田 昌子	36番	岩永 幹生
37番	池本 信秋	38番	小田 募				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

19番	大野 金生	21番	田上 一	32番	松本 哲海	35番	谷川 文武
-----	-------	-----	------	-----	-------	-----	-------

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	宮田 辰也	次長	二階堂 正一郎				
係長	上村 健也	参事	西山 美和	主査	田川 由香	主任	中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

### 議 題

第 7号	農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
第 8号	農地の賃借権設定許可申請について(3条許可分)
第 9号	農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第10号	農地の転用許可申請について(4条許可分)
第11号	農地の転用許可申請について(5条許可分)
第12号	農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 5号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)

第 6号 農地の形状変更届について

第 7号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） 皆さんこんにちは。ちょっと時間は早いですけども、皆さんお揃いですので、ただいまから開催をしたいと思います。

現在の出席委員は、38名中、大野委員、松本哲海委員、谷川委員、田上一委員が欠席でありますので、34名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。ただいまから、平成27年第3回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） まず、会長より挨拶をいただき、引き続き、会議規則第4条により議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆様、こんにちは。お忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございました。早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第7号より議第12号まで55件と、報告第5号から報告第7号までの20件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、34番、堀田委員と36番、岩永委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第7号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第7号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、伊倉南方の申請人で、申請物件、伊倉南方657-1、田971㎡外6筆、計14,625㎡、子への贈与であります。

2番、三ツ川と荒尾市の申請人で、申請物件、三ツ川4881、畑917㎡外1筆、2,488㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

3番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町西照寺151-1、田395㎡、子への贈与であります。

4番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町三崎536、畑346㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

5番、横島町と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上581、田728㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

6番、佐賀県佐賀市と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上574、田725㎡外2筆、1,378㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

7番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1482、田1,079㎡、労働力不足と相手方の要望による売買でございます。

8番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎944、田859㎡外2筆、計2,755㎡、労働力不足と相手方の要望による売買でございます。

次のページです。

9番、熊本市と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1515、田867㎡、従弟の子への贈与でございます。

10番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1420、田930㎡、労働力不足、経営拡張による売買でございます。

11番、岱明町と長洲町の申請人で、申請物件、岱明町扇崎1231、田418㎡外4筆、計4,073㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

12番、熊本市と熊本市の申請人で、申請物件、天水町小天4404-2、畑121㎡、労働力不足と経営拡張による売買でございます。

以上12件、合計の29,785㎡を提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断しましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いします。

1番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。子どもへの贈与ということで、何ら問題はなく許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○17番（鎌本勝利君） 17番、鎌本です。2番の案件について説明します。

譲渡人は労働力不足、譲受人は経営拡張。譲受人は現在荒尾市に住んでおりますが、実家が三ツ川にあり、父親が死亡のあと13年間田畑を作り、隣接地の譲渡人に頼まれ購入するものであり、機械力もあり、労働力もあり、許可相当と思います。よ

ろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、3、4、5、6、委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 18番、荒木です。3番の案件は、譲渡人と譲受人は親子関係で、子への贈与です。許可相当と思います。

4、5、6は、譲渡人が労働力不足、譲受人は経営拡張ということで、3件とも面積も満たされているので、許可相当と判断します。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 次も7、8、9、10、11番と委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人は相手方の要望、譲渡人は労力不足ということで、何ら問題はないと思います。

8番の案件について説明します。これも親戚で、相手方の要望と労力不足ということで、何ら問題はありません。

9番、譲渡人は、従弟の子への贈与ということで、これもまた問題はありません。

10番、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。

11番の案件です。譲受人は経営拡張、譲渡人は労力不足、これも下限面積も満たされており、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、12番、どうぞ。

○38番（小田 募君） 38番、小田です。譲渡人の労力不足、譲受人の経営拡張で、譲受人は玉名市の認定農業者も取っていますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第7号については、許可することに決定しました。

次に、議第8号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第8号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するもの

とする。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町の申請人で、申請物件、天水町部田見180-1、田1,037㎡、  
労力不足と経営拡張により、平成27年2月5日より5年間の契約でございます。

2番、天水町の申請人で、申請物件、天水町小天7378-2、田1,116㎡、  
これも労力不足と相手方の要望により、平成27年2月5日より5年間の契約でござ  
います。

以上2件、合計2,153㎡を提案申し上げます。農地法第3条第2項の各号の  
禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用をす  
ること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積  
要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので  
御提案申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。1番の案件について説明いたします。

貸人は労力不足、借人は経営拡張であります。下限面積も満たされていますので、  
許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○34番（堀田昌子君） 34番、堀田です。2番の案件について説明します。

使用貸人、使用借人ともに高齢ですが、使用借人のほうには後継者がいて、2人  
で頑張っておられます。相手方の要望でもあり、問題なく許可相当と判断します。  
以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定すること  
に異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第8号については、許可することに  
決定しました。

次に、議第9号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題と  
いたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第9号、農地の使用貸借権許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請人は伊倉北方の方です。申請物件、伊倉北方550-1、田411㎡、農業者年金受給により、平成27年2月5日より10年間の契約でございます。

2番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島8834-1、田1548㎡、農業者年金受給により、平成27年2月5日より10年間の契約でございます。

以上、2件、合計1,959㎡、以上を御提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても何の問題もなく、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。親子関係での再設定ということで、何ら問題はなく、許可相当かと思われます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○25番（杉本征子君） 25番、杉本です。2番について説明いたします。

農業者年金受給による再設定でありまして、借り手のほうは地域の担い手として施設園芸を営んでおりますので、許可は適当かと思ひます。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第9号については、許可することに決定しました。

次に、議第10号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第10号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平

成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、山田1709-1、畑687㎡、太陽光発電施設59.8kw建設による転用でございます。

2番、申請物件、山田100、畑360㎡、宅地拡張による転用でございます。これにつきましては始末書が付けてありますので、あとで朗読をいたします。

3番、申請物件、下2729、畑1,499㎡、太陽光発電施設49.5kw建設による転用でございます。

次のページをお願いいたします。

4番、申請物件、横島町横島663、田264㎡、農業用倉庫としての転用でございます。

以上、4件、合計2,810㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案申し上げます。

地元委員さんの同行のもと現地調査を行なっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。1番の案件につきまして説明いたします。

これは太陽光施設でありますので、給排水設備は必要なく、雨水のみですね、これは自然浸透とオーバーフロー分は側溝に流すということですので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いします。

○主任（中根 剛君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） 委員さんの2番の説明、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。2番の案件につきまして説明いたします。

これは今、朗読がありましたように始末書の付いた案件ですが、昭和60年当時、父親が存命中にしたことだろうと思います。それを遺産相続した方にはその罪はないと思いますけども、一応悪意を持ってこういったことをしたわけではないと思われそうですし、現地調査の結果、これは追認すべき事項ではないかというふうに判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 15番、丸山です。自宅に近接しており、野菜を作付けして



いますが、近年、イノシシの被害が多発しております。作物の収穫ができない状況でですね、日当たりもよく太陽光発電の設備を設置するということです。事業面積としては1,499㎡です。発電施設49.5kw、排水は、雨水処理は自然浸透で特に問題ないと思います。それから整地のみで、近接地に被害はないと思います。現場を見て許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 次、4番、どうぞ。

○24番（田上 均君） 24番、田上です。本件は、農業用施設の転用に伴うもので、排水処理については雨水のみです。U字溝を敷設して、隣接する排水路へ流すということで、何も問題ないようです。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。どうぞ。

○33番（生田三之利君） ちょっとお尋ねですけど、1番の案件と3番の案件が同じ太陽光発電ですね。広さを見てみますと687と1,499ですか、倍近く実は3番のほうがいんですけども、発電施設自体が先ほど言われましたように49.5と59.8ですか、逆に狭いほうが59.8で高いということ、これはメーカーがどういうふうになってるかわからんですけど、場所によってこんな違うもんかなと思ひましてですね、私ども素人だからちょっとわかりませんが、よかったら教えてください。

○15番（丸山近信君） 3番ですけど、面積は広いんですけどですね、土手があつてですね、台形ていうか、形が、面積が変則だけんぴしゃつと並べられんということで、両サイド空きます。

○事務局長（宮田辰也君） それでですね、東のほうがですね、ちょっと軒ていうかですね、法面があるのでこういう広さになると思います。

○33番（生田三之利君） わかりました。

○13番（本田多美子君） ちょっと2番の案件についてお尋ねしたいんですが、積極的に自分でこれ間違つたということで申請されたんですが、どういうことでその宅地に拡張した所が畑だったということがわかれたんですか。最近わかれたんですか。

○主任（中根 剛君） 下水道の工事をされたときにですね、ここは地目を確認したら農地だったということです。

○13番（本田多美子君） それは水道工事で。

○主任（中根 剛君） 下水道工事です。

○13番（本田多美子君） ああそうなんですか、最近なんですか。

○主任（中根 剛君） 去年わかりましたので。

○13番（本田多美子君） わかりました。

○主任（中根 剛君） 申請してくださいということで。

○議長（東 令佐君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第10号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第11号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第11号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、岩崎581-1、畑741㎡、個人住宅及び貸倉庫による転用でございます。

2番、申請物件、立願寺958-2、田49㎡外5筆、計2,052㎡、宅地分譲（9区画）及び位置指定道路としての転用でございます。

次のページをお願いします。

3番、申請物件、山田2199-1、田378㎡、店舗兼住宅の転用でございます。

4番、申請物件、築地1739-1、畑648㎡外2筆、計1,231㎡、建売住宅（3区画）及び位置指定道路としての転用でございます。

5番、申請物件、伊倉北方766-4、畑540㎡、太陽光発電施設24.8kw建設による転用でございます。

6番、申請物件、伊倉北方732-1、畑1,004㎡、太陽光発電施設55.98kwの建設による転用でございます。

7番、申請物件、伊倉北方764-8、畑321㎡、個人住宅として転用でございます。

8番、申請物件、伊倉南方994-1、田334㎡、店舗併用住宅建設による転用でございます。

9番、申請物件、岱明町野口127-3、畑515㎡、住宅分譲（2区画）の分

譲の転用でございます。

10番、申請物件、岱明町野口126、畑510㎡外1筆、計1,470㎡、宅地分譲（5区画）及び位置指定道路としての転用でございます。

次のページをお願いします。

11番、申請物件、岱明町鍋9-5、畑43㎡、宅地拡張による転用でございます。

12番、申請物件、岱明町扇崎1049-1、畑345㎡、個人住宅としての転用でございます。

13番、申請物件、岱明町扇崎1041-1、畑498㎡、これも個人住宅としての転用でございます。

14番、申請物件、横島町横島4886-2、田266㎡、これも個人住宅建設による転用でございます。

15番、申請物件、横島町横島9385、田290㎡、個人住宅としての転用でございます。

16番、申請物件、天水町部田見527-2、畑404㎡、個人住宅としての転用でございます。

以上16件、合計の10,399㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての事項ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、御提案を申し上げます。地元委員さんの同行のもと現地調査を行っておりますので、どうぞよろしく御審議お願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番と2番は委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

場所はですね、白鷺荘別館の北側に位置しております。ちょっと高台になってるというふうなことで、転用目的は個人住宅と貸倉庫というふうなことです。貸倉庫はですね、本人の経営をする商品の保管庫として利用するというふうなことでございます。

西側が市道に面してるということです。南側が里道と、東側は住宅地、北側のみが農地となっているというふうなことでございますが、土砂等の流出のないようにするというふうなことです。西側は市道を利用してですね、上下水道と側溝等完備しておりますので、そこに接続するというふうなことで、何ら問題はないというふうなことで、許可相当でございます。

2番の案件ですが、場所はですね、上立願寺の公民館の南側に位置してるという

ふうなことで、約2年ほど前にこの周辺の宅地分譲申請があったところの西側というふうなことでございます。そこにですね、宅地分譲9区画1,262㎡と、位置指定道路が67.5mというふうなことで、幅員が6mというふうなことで、405㎡というふうなところの転用というふうなことでございます。

分譲地の南側にですね、水路があると。それを挟んで隣接地に市道があるというふうなことでございますので、改良工事は関係区の要請で、玉名市の関係各課との協議、承認後に工事をするというふうなことでございます。位置指定道路内にですね、上下水道、側溝等を埋設すると、接続をするというふうなことで、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番と4番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。3番、4番の案件につきまして説明いたします。

まず3番の案件ですけれども、これは店舗兼住宅ということで、なんか自然食品の販売を兼ねた住宅だそうです。場所は山田市営団地のすぐ下ですね、そこにある農地で、周辺は住宅地です。給排水は公共の施設を利用する。それに接続するというところでございます。雨水は自然浸透し、オーバー分は側溝に流すということで、許可相当と判断いたしました。

それから、4番の案件ですけれども、これは玉名バイパスの近くにある農地で、市道より位置指定道路を造って進入路といたすということですね。ここも給排水は公共の施設を利用し、それに接続するというところでございます。調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5、6、7、8番も委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○12番（坂西孝之君） 12番、坂西です。6番の案件ですけれども、太陽光発電設置ということでございます。予定の所をフェンスで囲って防草シートを覆うということでございます。それと全体的に南側に傾斜をつけて、雨水を下の側溝がございしますので、そこに接続ということで、何ら問題はなく許可相当かと思われま

す。6番の案件ですけれども、これも太陽光発電設置でございます。ここも雨水は自然浸透ということで、何か事故があったときには本人が対応するというので、何ら問題はなく、許可相当かと思えます。

7番の案件ですけれども、個人住宅でございます。ここは下の段に住宅はありますけれども、法面から2mほど引いて建てるということで、下に被害がおよぶということはないかと思われま

相当かと思えます。

8番の案件ですけれども、個人住宅と店舗ということでございます。店舗といっても整体師さんらしくてですね、店の店舗じゃないようですので、はい。雨水、生活雑排水については、合併浄化槽で処理したあとに東側の側溝に接続ということでございます。雨水については自然浸透と集水枡を設置し、これもまた東側の道路へ設置ということで、何ら問題はなく、許可相当かと思えます。以上です。

○議長（東 令佐君） 9、10番についても委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○20番（福田友明君） 20番、福田です。今回提出されましたこの9番と10番の案件につきましては、昨年12月5日に提出されておまして、可決した案件でございます。その後、金融機関からの融資が満足に受けることができなくなりました、1月6日に農業委員会の総会におきまして、許可申請の取下げが行なわれた案件でございます。

今回新たな譲受人が代わりまして再提出となったわけでございますが、前回同様、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。これにつきましては、岱明町野口の築地と接する北野口になります。どうかひとつよろしく願いいたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。この案件は、申請して家が建っておりますけど、北側のほうにですね、玉名市の今度は市道を造るというて、畑の中に市道を造るという計画があって、北側をこの譲受人が、面積が33.84㎡取られるということで、地主の人に話したところ、東側に43㎡もらうということでございますので、別に家は最初から北側を空けて建ててもらっておった関係上、何ら問題はないと思えます。

○議長（東 令佐君） 次、12、13、委員さんが同じですので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。12番の案件について説明します。

申請人は、申請地に個人住宅を1棟建築します。生活排水は市の上下水を利用して、雨水は雨水枡を設置し、市道側の側溝へ流すということです。被害等はないものと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

13番の案件について説明します。

これも個人住宅を建設するものです。生活排水は市の上下水を利用し、雨水については道路側溝に流す計画となっております。被害等はないと思われ、現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、14、15も委員さんが同じですので、続けて、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。14番の件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子です。雨水は溜枡を設置し、北側の排水路に流します。生

活雑排水は集落排水施設に流します。土砂等の流出がないようにブロックで囲みます。何も問題はなく、許可相当と思います。

15番の件について説明します。

譲渡人と譲受人は親子です。雨水は南側の側溝に流します。生活雑排水は集落排水施設に流します。土砂の流出がないようにブロックで囲みます。何も問題なく、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、16番、どうぞ。

○31番（米野旨雄君） 31番、米野です。16番の案件について説明いたします。

使用貸人と使用借人は祖母と孫の関係です。給排水計画は、給水は実家がすぐそばですので、実家のボーリングから接続して水道水を引くそうです。雨水処理は、宅地内にある側溝を利用して、南側の市道の側溝に接続して放流いたします。生活雑排水及び汚水処理は、南側の下水道に接続して放流いたします。土砂の流出とか農地への影響はないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と思われれます。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第11号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 議第12号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、平成27年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見決定を求められております。14ページから17ページまでの19件の集積でございます。

17ページをお願いいたします。

所有権移転5件、14, 795㎡、利用権設定14件、48, 894㎡、合計の19件、63, 689㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第12号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第5号から報告第7号を一括して事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 報告第5号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約の成立した旨の通知を受理しておりますので報告いたします。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は17件の解約を受理しております。

22ページをお願いします。

報告第6号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告いたします。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は1件の届けを受理しております。

次のページをお願いします。

報告第7号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後の許可書返納の届出がありましたので報告いたします。平成27年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は2件の返納届を受理しております。以上であります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がございました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日本日予定していました議案審議の報告を終

わります。

-----○-----

## 6. その他

- 議長（東 令佐君） その他に移ります。その他、何かございませんか。
- 9番（荒木ひろ子君） すみません。
- 議長（東 令佐君） はい、どうぞ。
- 9番（荒木ひろ子君） 今、田んぼの値段はある程度相場は決まっていますか、それとも個人個人になっとつとですかね。
- 事務局長（宮田辰也君） その地域によってですね。これにも売買の値段が出てますけども、地域によって値段の格差があるようでございます。
- 9番（荒木ひろ子君） ちょっとえらい安かねて思うてから。私たちはちょっと15年前ぐらいのばまだあと1年ぐらい残っとって思いよつとですよ、農林公庫から借りて。そのときはやっぱり170万円ぐらい出しとつとですよ、反に。
- 事務局長（宮田辰也君） バブルがはじけてからですね、田んぼの値段は急速に下がりました。それで、今は対対でですね、お互い値段ば決めてされとつとが実情です。
- 9番（荒木ひろ子君） 売りたいという人もおんなはるばってんが、どのくらいだろかと言われてもですね、どのくらいで。話し合いですか。
- 事務局長（宮田辰也君） 話し合いで大体そのくらいの値段ば示されたらどうでしょうかね。
- 9番（荒木ひろ子君） 涙の出るですよ。
- 11番（竹下宏介君） ちょっとよかですか。豊水地区は基盤整備して暗渠ばしつとですよ。私の親が言いよらしたつですよ、昔、親のおるときはですね。米100俵分で買うなら買うたてちやよかばいていうごたる、親は言うたらしたけんですね、私はその考えで大体農地は買うなら買うていきよるごたる感じだけんですね。基盤整備してあるところが大体100万円ぐらい大体買うていかなんとだろたいな。
- 38番（小田 募君） 買いきらんならわからんですけんね。買いきらんなら売れんけん。
- 10番（坂本誠二君） 農地の売買について、そう値段が不当に安い、不当に高いということに関して、農業委員会として意見をすることはありますか。あくまでも当事者が売りたい買いたい値段は決まりますかね。
- 事務局長（宮田辰也君） 現在はそういう方向で行なっております。
- 10番（坂本誠二君） ということは、普通の土地の要するに売買と形態は一緒ということですね。買いたい人は相場よりもちょっと高く買う、売りたい人は相場よりもちょっと安く売るといような感覚ですかね。



○事務局長（宮田辰也君）　そういう感覚だと理解していただければ。

○10番（坂本誠二君）　はい。

○11番（竹下宏介君）　大体その米が1万円すんなら100万円で買うならよかつじやなかつですか。

○議長（東　令佐君）　ほかにございませんか。

-----○-----

## 7. 閉　　会

○議長（東　令佐君）　それでは、本日、慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れでした。

-----○-----

閉　　会　　午後2時55分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年2月5日

玉名市農業委員会会長                      東    令佐

農   業   委   員                              堀田   昌子

農   業   委   員                              岩永   幹生